主 文

原判決を取消す。 被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事 実

控訴代理人は主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求め、た だし原判決添付別紙図面を本判決添付別紙図面のように訂正する(北方指示部分の 訂正)と述べた。

当事者双方の事実上の主張ならびに証拠関係は、次のとおり付加訂正するほか原 判決事実摘示のとおりであるからことにこれを引用する。

被控訴代理人は、

一、 被控訴人が控訴人Aから昭和三三年七月分の賃料を受領したことは認めるが、同年八月には控訴人Aを相手方として前記調停を申立て、その後は賃貸を継続する意思なく賃料を受領していない。

一二、被控訴人主張の本件契約更新拒絶に関する正当事由として、原判決四枚目表九行目から同裏八行目「差支えることがない」までを援用し、更に「費控訴人との外に(イ)字同所 a 番地の b 畑 c 歩、(ロ)同所 d 番地 e f 畝 c 歩、(甲)の土地には昭和一七年五月がるでまる。その中六本は昭和三四年台風のため倒れ、現在その根から二番新木が生育しているが、三〇本あった桐が地でもため倒れてその根から二番新木が生育している外が生立し、その地が生立してが出るが、同女ももの地が出る。そして本件建物には控訴人Aの外Bが同居しているが、同女もそのもはない。そして本件建物には控訴人Aの外Bが同居しているが、同女もそのがよいずれも小学校教員として相当の俸給を受けており、独立の生計を営みる能力を有している。」ということを追加主張する。なお、同所「番地のmは、昭和二六年まで、右a番地のmは昭和一六年までいずれも他に賃貸し建物があったが、名社ぞれぞれ他に移転されてしまったむねの控訴人らの主張事実は争わない、

と述べ、

控訴代理人は、

一、 控訴人Dが本件宅地を被控訴人の先代Eから賃借した際特に期間についての約定はなかつたので、借地法第一七条の規定によりその存続期間は契約成立の日から二〇年間となり、従つて昭和三三年六月末日をもつて右期間は満了となる(右期間は三〇年とする約定があつた旨の従来の主張は撤回する)。ところ、被控訴人は同年七月分の賃料を異議なく受領しているから、右契約は更新されたものであるというべく、その後同年八月分から現在に至るまでの賃料は控訴人Dの代理人として控訴人Aが弁済供託している。

二、 仮に本件宅地の賃借人が控訴人Aであるとしても、

(1) 右一記載のようにその賃借権の存続期間は未だ終了していない。

(2) 仮に右存続期間は被控訴人主張のとおりとしても、控訴人Aは昭和三五年二月二七日被控訴人に対し 右契約の更新を請求しているのであり、これに対する被控訴人の更新拒絶の意思表示には正当事由がない。その理由として原判決七枚目裏五行目以降の解除権濫用に関する主張事実を援用する外、次の主張を付加する。

即ち被控訴人所有の(イ)字同所 I 番地のm宅地四〇坪一合、(ロ)同所 a 番地のm現況宅地四、五十坪、(ハ)同所 o 番地の p 宅地五五坪の内約五〇坪(当審検証図面赤線部分間ロ三一尺奥行七七尺の部分)は、いずれも巾員約四米の舗装さた県道沿にあつて店舗向きの恰好の宅地であり、就中(イ)の土地は昭和二六年ころまで、共に他に賃貸され、建物が建たるがその後取こわされて現在殆んど荒地のまゝ放置されており、その各一部に極を担し、被控訴人はこれらの桐が自ら代表社員となっている鋼圧合資会社の下駄製造工で、被控訴人はこれらの桐が自ら代表社員となっている鋼圧合資会社の下駄製造工で、被控訴人はこれらの桐が自ら代表社員となっている鋼圧合資会社の下駄製造工であることは疑わしく、現に被控訴人方店舗兼居宅の南方には同人所植栽と、の営業上不可欠のものであるむね主張するが、その数や態様からみて右営であることは疑わしく、現に被控訴人方店舗兼居宅の南方には同人所植栽と下する。

他方控訴人Aの子C、Bの二人は現在学校教員であるが、いずれも病弱で長く教

員生活をつゞけることは困難であり、控訴人Aは右両名を本件建物に居住させ、その一部を他に間貸する等適当に利用して生活の資を得させようと考えており、この意味で本件建物は同女らの生活の基礎となるべき貴重な財産であり、いまこれを取毀つことは同女らの現在及び将来の生活に致命的打撃を与えるものである。

三、本件家屋に関する税金は控訴人Dの名義で賦課され、控訴人Aが控訴人D に代つてこれを納入してきたのであつて、被控訴人は戦時中隣組長として納税告書を隣組員に配布する際、控訴人D名義の納税告知書を控訴人A方に配布しているので、本件建物の所有権が当初から控訴人Dに属していたことは被控訴人の知己にはずはないところであり、たゞ本件建物は従来未登記であつたので、昭和三三年八月八日に至つて控訴人Dにおいてその所有権保存登記手続をしたに過ぎず、被控訴人主張のような権利関係の変動は全然ない。仮にその主張のように同日右建物の訴決をであるなれ、同時に本件宅地の借地権譲渡があつたとしても、それは控訴人の家督である控訴人Dに対する譲渡であつて、その前後を通じて居住者にいるその家督である控訴人Dに対する譲渡であつて、その前後を通じて居住者にいるとした。

(立証省略)

理 由

一、 本件宅地がもと被控訴人の先代亡Eの所有であり、これをFが昭和一三年 六月三〇日まで賃借し、その地上に本件建物を所有していたことは当事者間に争が ない。

しかるに昭和一六年三月八日勅令第二〇一号によつて同月一〇日から喜多方市にも借地法が施行されることとなつたので、右賃貸借契約の存続期間については借地法第一七条が適用されるに至つたのであるが、本件建物が堅固な建物であることにつき控訴人らからなんら主張立証もないから、右期間は控訴人ら主張のとおり二〇年間であつて昭和三三年六月末日をもつて期間満了となるものというべく、従つて右賃貸借の期間が昭和三五年三月三一日を以て満了するとする被控訴人の主張は認容することができない。

件宅地の継続使用に異議を述べたことは当事者間に争がないところであるから、被控訴人の右七月分の賃料受領の一事によつて直ちに右契約更新の効果が発生したもの〈要旨〉と速断することは早計であり、その前に右異議に正当事由があるか否でいる。借地法〈/要旨〉第六条第二項が、建物がある場合に限りでは、他地権設定者の異議に正当の事由が存すべきことを要求する趣旨は、能うかるに限するがあるから、右条項にいう建物は必ずしも借地権者の所有に属するものであるから、右条項にいう建物は必ずしも借地権者の所有に属するものであることを必要とせず、借地権設定者に対する関係で適法に存在するものであるいと解するのが相当である。これを本件についてみるに、本件宅地の賃借人いう関係にあるが、賃貸人たる被控訴人は既にこれを諒承していると認められるべきにあるが、賃貸人たる被控訴人は既にこれを京正項の適用があるというに認定のとおりであるから、この場合にも借地法第六条第二項の適用があるというである。

こで右異議が正当の事由に基ずいているか否かにつき審案するに、 (被控訴人 は本件賃貸借契約の期間が昭和三五年三月三一日を以て満了するものとして契約更 新拒絶の正当の事由たるべき事実を主張しているけれども、本件記録にあらわれた 訴訟の経過に照らし結局この正当の事由は必ずしも期間満了の日が昭和三五年三月 三一日とした場合に限らず、社会通念上これと著しく時期を異にしない前記昭和三 三年六月末日を以て期間が満了した場合賃借人たる控訴人Aの本件土地の継続使用 に対する前記異議の事由としても主張しているものと解される)、成立に争のない 甲第一〇号証、乙第一〇号証、原審での被控訴本人の供述(第一、二回)によれば、被控訴人方には婚期を逸し年令既に四〇年を越している妹二人が同居し、被控訴人の妻と和合せず、ために被控訴人は次々に妻と離婚するのやむなきに至り、昭 和二七年三月数人目の妻として現在の妻良を迎えたが、やはり右のような不和が続 くので同年一〇月妻良は福島県qの実家に帰り、同所で被控訴人との間の一子を儲 けたまと被控訴人の下に帰らず、被控訴人はかかる不自然な状態を解消し妻子と共 に円満な家庭生活を回復するためには、右妹二人を別居させる外に適当な手段方法 はないものと考え、かくて右妹らの別居先住宅の用地として本件宅地の返還を求め るべく、もつて右異議を申立てたことが認められる。しかしながら被控訴人が本件宅地の外に字同所 | 番地のm宅地四〇坪一合、a番地のb畑c歩、g番地のhef 畝 j 歩、d番地ef畝c歩外数筆の土地を所有することは当事者間に争がなく、当 審検証の結果によれば、右の中I番地のmは被控訴人の店舗兼居宅と巾員ニ 五 尺の県道をはさんで筋向いにあり、桐立木五、六本が生立し桐材根四個の切株から 新しい芽が出ている外現況菜園となつており、a番地のmも被控訴人の店舗兼居宅 と県道を隔てて真向いに存し、地内に古桐の切株三個、桐立木九本あり、一部畑と なつており、o番地のpの中Fが建築した倉庫のあつた跡地約七七坪もその北西隅 に桐大木一本がある外空地であり、更にg番地のh、d番地のp筆は被控訴人の右居宅の南方地続きに位置し、桐七本、柿一五ないし二〇本、桜桃一〇本位生立する外その一部に畑が存し、右五筆の土地のいずれも被控訴人の妹二人の為の居宅建築 の用地として十分に使用可能であることが認められる。殊に | 番地のmは昭和二六 年ころまで、a番地のmは昭和一六年ころまで、いずれも宅地として他に賃貸され 建物が存在していたことは当事者間に争がなく、この二筆及び右倉庫跡地約七七坪 は右妹二人の居宅用地として最も適当であることが明らかであるということができ る。被控訴人は右土地はいずれも被控訴人自身もしくは被控訴人から借地している 鋼圧合資会社(被控訴人が代表者)の桐下駄製造の営業上、桐畑もしくは桐材置場 等として必要欠くべからざるむね主張するが、前記五筆の中には桐立木が散在する のみで畑もしくは果樹が生立する部分の方が多いこと前認定のとおりであり、従つ てこの畑もしくは果樹生立部分の一部を潰廃して桐畑をより広くとり得る余地は十 分あるばかりでなく、右妹二人の居宅用地の外に桐材置場にあてるべき空地も十分 があるはかりではて、石外一人の店で用売りがに何れられてる。ではよりにとりうることが極めて明白であり、右主張は採用の限りでない。一方控訴人A方の現状をみるに、原審証人Cの証言により成立の認められる乙第八号証、成立に争のない乙第二五号証の一、二、第三五号証、右証人ならびに当審での証人C、B、I、控訴人A木人の各供述によれば、本件建物には控訴人Aの外四女Bがその子J と共に同居して、小学校教員を奉職しており、二女Cも小学校教員として会津若松 市に下宿しているものの年令も四三年を過ぎ、しかもC、Bともに病弱で将来ひき つゞき教員生活を継続することは困難で早晩退職し、本件建物に寄り住むの外はな いことが認められる。尚本件にあらわれたすべての資料によつても控訴人Aには他 に別段居住の場所とすべき不動産又はこのような不動産を獲得するに足る資産を有

することは認め難いから、このような財産はないものと認めなければならない。 以上認定したところによれば右認定のような被控訴人の側の事由に基いて控訴人 Aを本件土地から退去させることは当を失したものというの外はないから、被控訴 人の異議は結局正当の事由を欠き従て本件賃貸借は前記期間満了と同時に同一条件 で更新されたものと解せざるを得ない。なお被控訴人の更新拒絶の主張が、誤つた 期間の計算に基ずくものであること前記のとおりである以上その理由がないことは いうまでもない。

・ うら、 被控訴人は、控訴人Aは昭和三三年八月八日本件建物を控訴人Dに譲渡し、同時に被控訴人に無断で本件宅地の賃借権を譲渡したむね主張するが、本件建物はFから買受けた直後から既に控訴人Dの所有に属しこれを昭和三三年八月八日に同控訴人名義に所有権保存登記をしたに過ぎないのであつて、これらのことは既に被控訴人の諒承するところであつたこと前認定の通りであり、右主張の理由がないことは明らかである。

四、 以上のとおりであるから、被控訴人の本訴請求は理由がなく棄却すべく、これと異る原判決を取消すこととし、民事訴訟法第三八六条、第九六条、第八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 高井常太郎 裁判官 上野正秋 裁判官 新田圭一) (別紙図面は省略する)